○黒部市資源回収補助金交付要綱

平成18年3月31日

黒部市告示第75号

(趣旨)

第1条　この要綱は、資源回収運動の推進により、資源の再利用とごみの減量化を図るため、その運動実施団体に予算の範囲内で交付する補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条　地域住民等で組織する団体で、この補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ資源回収団体登録申請書([様式第1号](JavaScript:void%20fnOwnLink(573,'r3650574041807011.html','Y1')))を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(補助金の額等)

第3条　新聞、雑誌、紙パック及びボロを資源として回収した場合、集荷量1キログラムにつき3円を交付する。

2　逆有償にて資源回収業者に引き渡した場合においては、前項の金額に逆有償分の価格を加算して交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条　実施団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、資源回収補助金交付申請書([様式第2号](JavaScript:void%20fnOwnLink(573,'r3650574041807011.html','Y2')))に資源回収実施報告書([様式第3号](JavaScript:void%20fnOwnLink(573,'r3650574041807011.html','Y3')))を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条　市長は、前条の補助金交付申請書を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成18年3月31日から施行する。